

ある女性から「老人ホームに入居するときの保証人にもなってくれますか？」という電話があった。

有料老人ホームで暮らし、身元引受保証人が必要だと書われ、めいに保証人になってもらったという。それ以来、めいから、金を「くれ」とは言わないが、度々「貸してくれ」と言わ

ていたときに、NPO、りすシステムが死後の事務だけでなく、生前の身元保証なども引き受けることを知ったという。同様の相談を受けることは多い。

わたしたちが、本人との契約で葬儀など死後の事務を受託する生前契約の活動を始めて10年になる。当初は、遺体の処理や葬儀など死後の事務に関する問い合わせ

わせたがほとんどだったが、00年2月にNPO(特定非営利活動法人)の法人格をとってから、入院時の身元保証など、いわゆる「生前事務」の要望が急激に増えた。手術の立ち会いや、精密検査の結果を一人で聞くのがこわいので一緒に聞いてほしい、入・退院の介助や手続きをしてほしい、と

## 人生締めくくりに NPOの最期

松島 知城

⑥

れるようになった。

「貸す」と言っても水道

に戻らないことは承知しているが、保証人を頼んでいるので断れずきた。しかし、手元に残るお金より、貸したお金のほうが大きくなってきたという。

これ以上お金をめいに借りられると、病気をしたり、その領不敷の出費が生じたときのことだ。悩ん

いう要望も多い。

## NPOの身元保証

医療機関でNPO法人が、入居時の保証人になること、高齢期の住まいの適を断るときは、ほとんどない。

しかし、老人ホームなどではまた、かたくなに拒絶するところがある。そんなホームは、私たちのような高齢者に関連する分野で活動する組織や専門家に見られると、何か都合が悪いことがあるのではないかと疑ってみなくてはならない。

公的介護保険で有料老人ホームの費用も一部まかな

設計の立て直しは難しい。

高齢者が終の住み家を選ぶとき、私たちのようなNPOの身元保証を受けられるかどうか、ホーム選びの大きなポイントになることを知ってほしい。

(NPO法人代表)



問い合わせの電話に対応するスタッフ＝東京都千代田区のりすシステムで、西村剛写す

老いじたく読本

毎週木曜日に掲載